

市町村議会で議決した意見書等（令和5年9月分）

令和5年10月5日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	西和賀町	2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書	R5.9.15	1
2	西和賀町	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書	R5.9.15	2
3	金ヶ崎町	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2024年度政府予算に係る意見書	R5.9.19	3
4	洋野町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書	R5.9.22	4
5	一関市	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	R5.9.28	5
6	一関市	不登校対策のための教育相談支援体制充実を求める意見書	R5.9.28	6

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和5年9月15日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書</p> <p>高齢者や障がい者にかかる社会福祉事業の大半は、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬により事業運営しており、経営基盤そのものとなっております。</p> <p>本町のような過疎地においては、慢性的な人材不足にあり、職員を確保するためには技能実習生や特定技能による外国人雇用に着手し、看護師等の有資格者の確保には、人材派遣を受けて施設基準を確保せざるを得ない状況にあり、経営において人件費の増は経費バランスも崩れ大きな不安要素となっております。</p> <p>他に、物価高騰による諸経費も増大してきており、収支バランスを維持することが困難な状況で今後の事業の存続も厳しい状況にあります。</p> <p>このことから、国においては、持続可能な安全・安心の介護を実現していくため、次の措置を講じられるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過疎地域での高齢者福祉施設や障害者福祉施設の運営にかかる介護報酬及び障害福祉サービス費にかかる基本報酬の大幅な引き上げを行うこと。 2 介護従事者の処遇改善については、全産業平均給与との差を埋めるべく現在対象となっていない介護支援専門員、看護師、生活指導員、管理栄養士、栄養士、理学療法士、事務職等事業を支えるすべての職種を含めた処遇改善策を講ずること。 3 新型コロナウイルス感染症対応については、入居者は施設療養を余儀なくされるところであり、職員にも感染することで人材不足を補うため、通所サービスなど他の事業を一定期間中止し特養の支援に回る場合があることから、このような対応にも感染症対策として交付金等の支援を強化すること。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和5年9月15日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書</p> <p>現在、全国的に教員不足が問題になっておりますが、岩手県内の学校でも産育休者・病休者などの代替教員が見つからず欠員が生じており、学校運営に支障をきたしています。教職員不足によって、不利益を受けるのは子どもたちです。</p> <p>子どもたちが抱える問題は、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など多様化・細分化しています。これらの問題に対応するためには、子どもたち一人ひとりの気持ちに寄り添ったより細やかな指導が必要ですが、十分な教職員が配置されているとは言えません。また、子どもたちが学ぶ楽しさや喜びを実感できるゆたかな学びの実現のためには、授業の工夫や準備をする教材研究の時間が必要ですが、この最も大切な時間が取れないほど学校現場は追い込まれています。</p> <p>子どもたちが安心して楽しく学ぶ環境をつくり、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠となります。</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、平成18年の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況のなか、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体の財政状況により教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2024年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画的な教職員定数改善を実施すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】令和5年9月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2024年度政府予算に係る意見書</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年施行により、公立小学校の学級編制基準が小学校2年生から35人に段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって今年度から公立の小学校と中学校は35人の学級編制となりましたが、子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、学校現場で解決すべき課題が山積しております。2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも、義務教育を保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、2024年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国においては、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講ずること。 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
洋野町	<p>【議決年月日】令和5年9月22日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書</p> <p>2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれている。加えて、きめ細かな教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。</p> <p>学校現場では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育児休暇・病休者などの代替え配置などが未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障を来している。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされているが、その対応のための人員は十分に配置されておらず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況である。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度は、2006年の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたところである。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は国が果たすべき役割である。</p> <p>よって、下記の措置を講じられるよう強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

市町村議会名	意見書の内容
一 関 市	<p>【議決年月日】令和5年9月28日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書</p> <p>地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっており、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となります。</p> <p>このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。</p> <p>また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては全国的に専門化が進んでいるところです。</p> <p>一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さが問題となっています。</p> <p>さらに、地方においては、議員報酬の課題や社会保障の面から、子育て世代など若手議員のなり手不足が深刻化しております。</p> <p>よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
一 関 市	<p>【議決年月日】 令和5年9月28日</p> <p>【提出先】 岩手県知事、岩手県教育委員会教育長</p> <p>【件名】 不登校対策のための教育相談支援体制充実を求める意見書</p> <p>不登校児童生徒数は年々増加しており、令和3年度の文部科学省の調査によれば、小・中学校における児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人（前年度20.5人）となっています。</p> <p>一関市における不登校児童生徒数は令和4年度において190人であり、本市としても不登校で苦しんでいる子どもたちへの支援は様々行われていますが、減少には転じていない状況にあります。</p> <p>岩手県教育委員会から配置いただいているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは様々な支援や相談の対応を行っていただいております。</p> <p>しかしながら、一関市は広い市域を有しており、学校間の移動時間も多くなり、現在1名のスクールソーシャルワーカー、9人のスクールカウンセラーだけでは、対応が困難な状況であります。特にスクールソーシャルワーカーについては、人員不足であり、一人で5校を担当している実態があり、配置を希望する学校が多数あるにもかかわらず配置できていない状況です。</p> <p>また、学校においては、担任外の教員が配置されていない学校も多くあり、不登校などにきめ細かく対応可能な教員体制が不足しております。</p> <p>岩手県におかれましては、子どもたちの笑顔があふれる教育環境づくりのために、下記の事項の実現について強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの相談員の増員を含めた不登校対策に対する支援の充実を図ること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>